

秋田市自然環境保全・体験支援事業交付金交付要綱

〔平成28年 4月26日〕  
市 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自然環境の保全意識の向上および環境活動に取り組む民間団体の育成を図るため、自然環境を保全し、又は体験する活動を行う民間団体に対して、秋田市自然環境保全条例（平成15年秋田市条例第14号）第24条の規定により、秋田市自然環境保全・体験支援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の交付対象となる事業は、市民が主体となって取り組む別表1に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）に該当するものであって、交付金の申請をしようとする日の属する年度の4月1日から2月末日までの間に実施されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当する場合は、交付金の交付対象としない。

- (1) 国、県又は市等から現に補助金もしくは交付金の交付を受けている事業
- (2) 宣伝、営利等を目的とする事業
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (4) 別表1の自然環境体験分野の事業であって、参加対象者となる市民が特定の団体の構成員に偏っているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交付金の交付の対象として相応しくない事業

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表2に掲げるものとする。ただし、食糧費に該当する経費は交付対象としない。

2 交付対象経費の額は、原則として、別表3に掲げる算定基準により算定するものとする。

(交付対象者)

第4条 交付金の交付対象者は、市内で活動している団体で、次に掲げる全て要件を満たすものとする。

- (1) 団体の代表者が明らかであること。
- (2) 規約等を有し、団体として独立した経理を行うものであること。
- (3) 交付対象事業を完遂する能力を有すると認められること。

(交付金等)

第5条 交付金の交付は同一の事業者につき年度ごとに1回を限度とし、その額は20万円（消費税および地方消費税相当額を含む。）又は交付対象事業に要する経費の額から当該交付対象事業に係る収入（交付金を除く。）の額を差し引いた額のいずれか低い額を上限とする。

2 交付金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、自然環境保全・体験支援事業交付金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 事業実施団体概要書（様式第4号）

2 前項の書類は、市長が別に定める期間（次条第3項において「申請期間」という。）内に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、別に定めるところにより、その内容を審査し、交付金の交付の可否および交付額を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付金を交付することと決定した申請者（以下「被交付決定者」という。）に対しては自然環境保全・体験支援事業交付金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないことと決定し

た申請者に対しては自然環境保全・体験支援事業交付金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 前項の通知は、申請期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日（当該日が休業日であるときは、その翌日）までに行うものとする。

（交付条件等）

第8条 市長は、前条に規定する交付金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

2 交付金の目的外の使用は、これを禁止する。

3 被交付決定者は、法令その他の関係法規等を遵守するとともに、市長の指導又は指示を確実に履行しなければならない。

（前金払）

第9条 市長は、交付金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、前金払により交付金を交付することができる。

2 被交付決定者は、前項の前金払を受けようとするときは、自然環境保全・体験支援事業交付金前金払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付対象事業の中止又は変更）

第10条 被交付決定者は、交付対象事業の中止又は内容の変更を行う場合は、あらかじめ市長に自然環境保全・体験支援事業（中止・内容変更）申請書（様式第8号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付対象事業の中止又は内容の変更の申請があったときは、前条の規定により決定した助成金の額等を変更し、自然環境保全・体験支援事業（中止・内容変更）承認通知書（様式第8号の2）により被交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 被交付決定者は、交付対象事業の終了後30日以内に、実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第10号）

(2) 領収書又はこれに代わるものの写し

(3) 購入物品等一覧表（様式第11号）

(4) パンフレット、プログラム、ポスター、新聞記事、記録写真その他事業の実施状況を明らかにすることができる資料

(5) 賃金等支払者一覧表（様式第12号）

(6) 雇用契約又は社会保険料等の支払がある場合は、それを証する書類

(7) 参加者名簿の写し

2 前項の実績報告書を提出しようとする場合において、当該交付対象事業の内容を変更したときは、前条の届出書を併せて提出するものとする。

3 第1項の規定による提出期限が、第7条第1項の規定による交付の決定があった日の属する年度の3月20日後の日であるときは、3月20日を提出期限とする。

（交付金の確定）

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、速やかに交付対象事業の完了を確認し、その成果が交付金の交付決定の内容および交付条件に適合すると認めるときは、交付金の額を確定させるものとする。

2 前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、交付対象事業と直接関係のない物品の購入等、その実績が交付決定の内容と相違すると認めるときは、当該相違する額を控除した額をもって確定額とする。

3 市長は、前2項の規定により交付額を確定したときは、自然環境保全・体験支援事業交付金額の変更兼確定通知書（様式第13号）により、速やかに被交付決定者に通知するものとする。

（交付金の交付）

第13条 市長は、前金払を受けないものであって、前条第3項の通知を受けた被交付決定者に対し、交付金を交付する。

2 被交付決定者は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、自然環境保全・体験支援事業交付金請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、その取消しに係る部分について既に交付金が交付されているとき

は、期限を定めてその全部又は一部の返還を請求することができる。

- (1) 交付金を他の目的に使用したと認められるとき。
- (2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (3) 交付対象事業の施行方法が不適正であると認められるとき。
- (4) 交付対象事業の中止の届出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

(交付金の返還請求)

第15条 市長は、前金払をした場合において、着手前に当該交付対象事業を中止したとき、又は前金払による交付金の交付額が確定額を超えるときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 前項の規定による返還請求は、自然環境保全・体験支援事業交付金返還請求書（様式第15号）によるものとする。

(交付金の経理等)

第16条 被交付決定者は、交付金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付金の経理に係る帳簿は、現金出納簿、支払証書類その他必要と認める帳票類（以下「現金出納簿等」という。）とする。
- 3 被交付決定者は、現金出納簿等を含む事業関係書類については、実績報告書を提出した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、交付金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、被交付決定者に報告させ、又は職員に現金出納簿等その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 交付対象事業（第2条関係）

対象事業分野	事業およびその内容
自然環境保全	<p>1 野生生物の生息環境の保全に関する活動を行う事業 海浜、河川、里地、里山、水路、ため池、湿地、緑地等における自然環境の保全および修復に関する活動</p> <p>2 希少種の保全活動を行う事業 絶滅の恐れのある種に関して、絶滅を未然に回避するために行う予防的な活動</p> <p>3 外来種対策に関する活動を行う事業 侵入の予防、侵入の初期段階での発見および対応、定着した生き物の駆除管理等に必要な活動</p>
自然環境体験	<p>1 広く市民を対象とした知識の普及・啓発に関する事業 市内の山、川、海等の自然を活用した体験教室、自然観察会等の実施</p>

別表2 交付対象経費（第3条関係）

- |    |  |
|----|--|
| 1  | 講師等への謝金および旅費   |
| 2  | 会場の借上げ、設営等に要する経費   |
| 3  | 事業の実施に係るバス、レンタカー、船等の借上料等                                 |
| 4  | 広報用チラシ、講座テキスト等の印刷費                                       |
| 5  | 広報用チラシ等の郵送料等の通信運搬費                                       |
| 6  | 事業の実施に係る事務用品等（当該事業と直接関係ないものを除き、かつ、税込価格3万円未満のものに限る。）の消耗品費 |
| 7  | 受付その他事業の実施に係る従事者の賃金等                                     |
| 8  | 事業の実施に係る材料費  |
| 9  | 事業の実施に係る傷害保険料  |
| 10 | その他事業の実施に要する経費で市長が認めたもの                                  |

備考 この表に掲げる経費であっても、消費税および地方消費税については交付対象経費としない。



別表3 交付対象経費の算定基準（第3条関係）

項 目	算 定 基 準
講師等謝金	<p>1人1日当たり1万5千円以内とする（主催団体に所属する者が講師となる場合も含む。）。ただし、特殊な知識・経験を有する者への謝金その他これによりがたいものについては、別途協議して定める額とする。</p>
賃金等	<p>従事者の賃金については、1時間当たりの賃金単価（秋田県の最低賃金額以上、千円以内の額とする。）に実働時間（実施日前の準備行為および実施日後の後片付け等に要する時間を含む。）を乗じた金額とする。</p> <p>ただし、特殊な知識・経験を有する者への賃金について、これによりがたいものについては、別途協議して定める額とする。</p> <p>雇用保険等社会保険に加入する場合には、社会保険料の事業主負担の金額については、交付対象経費とする。</p>
旅 費	<p>秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号。以下「旅費条例」という。）の規定により算定して得た額とする。この場合において、講師等謝金を支出する場合は、日当に係る規定は、適用しない。</p> <p>車賃については、旅費条例を適用して算出した額と実際に支払った燃料費の額のいずれか安い方の額とする。</p>
その他	<p>当該事業に要した経費の全額とする。</p>